令和４年第１回三股町農業委員会総会議事日程

令和４年１月２８日（金）

日程第１　　会議録署名委員の指名

日程第２　　会期の決定

日程第３　　報告第１号農地法第１８条第６項の規定による通知について

日程第４　　報告第２号使用貸借の合意解約について

日程第５　　報告第３号農地法第４条の規定による許可申請の取り下げについて

日程第６　　議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

日程第７　　議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

日程第８　　議案第３号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第９　　議案第４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について

日程第１０　議案第５号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について

日程第１１　議案第６号令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

令和４年第１回三股町農業委員会総会審議結果

日程第６

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（　５　）

日程第７

議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（　５　）

日程第８

議案第３号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（　５　）

日程第９

議案第４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（　５７　）

日程第１０

議案第５号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について

可決（　１　）

日程第１１

議案第６号令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

可決（　１　）

令和４年第１回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

１．会　　期　１月２８日（金曜日）１日間

２．場　　所　三股町役場４階第１会議室

　　時　　間　９時００分開会

３．会期日程　１月２８日（金曜日）

議　案　審　議

出席者

１番委員	小倉　休幸
２番委員	上水　広志
３番委員	内村　介貞
４番委員	下石　昭廣
５番委員	馬渡　芳文
６番委員	溝口　良信

農地利用最適化推進委員　　兒玉　道郎

欠席者

なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局　局　長

事務局　課長補佐

事務局　主　事

農政企画係

（一　　同　　礼）

開　会　　9時00分

事務局
開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）
それでは、ただ今から令和４年第１回三股町農業委員会総会を開催いたします。尚、本日は新型コロナウィルス感染防止のため、時間を短縮して行いたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第２条第５号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第３ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第１、会議録署名委員に５番委員の馬渡芳文さんと１番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第２、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日１日間にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）
異議なしと認めます。よって会期は１日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第３、報告第１号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第１号農地法第１８条第６項の規定による通知について報告するもので、合計34件56筆49,400㎡、うち田が53筆44,540㎡、畑が3筆4,860㎡でございます。詳細については、総会資料3頁1番から9頁34番までのお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

４番委員（下石昭廣）
参考までにお聞きしたいのですが、今回、○○○○さんの解約が多いみたいですが、今後、あの一帯の耕作をやめるということですか。

事務局
蓼池の〇〇周辺の農地の利用権の解約ですね。〇〇さんより、耕作地まで行くのに時間がかかるということで、今後は〇〇さんにお任せしたいとの申し出があり、このような案件になっております。

４番委員（下石昭廣）
わかりました。

２番委員（上水広志）
〇〇さんの長男がイチゴを栽培しているので、その関係もあるのではないでしょうか。

事務局
〇〇さん自身も少し体調を崩されているようです。

４番委員（下石昭廣）
そうなんですか。

２番委員（上水広志）
腰痛もあって、以前入院されていたこともあります。それから、もう一つの理由は裏作をするときに甘藷を植えていたということですが、途中で飼料米を植えているところから、田に水が入ってきたりして甘藷を作るのも難しいということもあったようです。

１番委員（小倉休幸）
〇〇周辺は特にブロックローテーションがうまくいってないですね。

４番委員（下石昭廣）
今、ブロックローテーションの拘束力が弱まってきていて、国の施策と実際の耕作上の利便性がうまくいってないですね。

議長（溝口良信）
他に何かご質問、ご意見はないですか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の報告に進みます。日程第４、報告第２号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第２号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 2 件 2 筆 2,160 ㎡、うち田が 1 筆 1,014 ㎡、畑が 1 筆 1,146 ㎡でございます。詳細については、総会資料 11 頁のお目通しをお願いします。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の報告に進みます。日程第５、報告第３号農地法第４条の規定による許可申請の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
報告第３号農地法第4条の規定による許可申請の取り下げについて報告するもので、合計１件 2 筆 1,880 ㎡、田が 2 筆 1,880 ㎡でございます。詳細につきましては、総会資料 13 頁に記載しております。申請人は○○○○氏、○○及び○○地区にて和牛生産を営まれております。令和 3 年度の全国肉牛協同組合の事業で、○○地区の既存牛舎の北側に畜舎建設の計画をしておりましたが、予定していた工期内に畜舎建築が間に合わないということで断念したものです。尚、こちらは令和 4 年度に再度転用申請の予定となっております。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、次の議案に進みます。日程第６、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 5 件 14 筆 12,371 ㎡、田が 12 筆 8,804 ㎡、畑が 2 筆 3,567 ㎡でございます。
詳細について、担当が 5 件続けてご説明いたします。

事務局
議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料 15 頁 1 番から 5 番になります。別冊の航空写真とあわせてご覧ください。
受付番号 1 番、受付年月日：令和 4 年 1 月 11 日、受人：○○○○、渡人：○○○○○、申請地：樺山字高畑○○○○番他 1 筆、地目：田、合計面積：1,282 ㎡です。
こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各

号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 2 番、受付年月日：令和 4 年 1 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字山野牟田〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：994 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 3 番、受付年月日：令和 4 年 1 月 11 日、受人：〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字小鷹原〇〇〇〇番、地目：畑、面積：2,983 ㎡です。こちらは受人要望による賃借権設定（5 年）となっております。権利を取得しようとする者が法人であり、かつ申請農地において耕作または養畜の事業がその法人の主たる事業の運営に欠くことの出来ない試験、研究を行うと認められるため、農地法第 3 条第 2 項の例外規定となり、効率利用要件、従事要件、法人要件、調和要件、下限面積等許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 4 番、受付年月日：令和 4 年 1 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字車場〇〇〇番〇他 8 筆、地目：田、合計面積：6,528 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

続きまして、受付番号 5 番、受付年月日：令和 4 年 1 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字山野牟田〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：584 ㎡です。こちらは受人要望による所有権移転売買となっております。受人は令和 3 年 2 月に三股町農業委員会の推薦農業者に認定され、現在、1.4 ヘクタールの水稲経営をされております。受人の取得後の全ての農地を利用することという利用要件について、令和 3 年 7 月 28 日付で農地法 3 条により取得した、蓼池字山野牟田〇〇〇〇番〇の農地を確認したところ、当該農地内に農機具以外の資材がおかれている状況が見られましたので、資材を撤去すること、3 条取得時の計画である果樹栽培をすることを指導したところであります。昨日までに資材が撤去されておりまして、一部掛け干し用の鉄棒と苗箱が残されております。当該農地は、3 条取得時は竹が繁茂しており、不法投棄でゴミも散乱していたので、現在は伐採した竹やゴミの処理をしているということでした。今後は資材置場として利用しないことと果樹栽培をすることを申請者に確認をしたところです。その他の従事要件、調和要件、通作

距離、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。また、資料としてカラー写真のコピーを添付しておりますが、現地確認をした 1 月 25 日の状況と指導後の 1 月 27 日現在の状況となっております。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、担当委員の説明を 1 番から順にお願いします。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 1 番は 1 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇在住で水稲と甘藷を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農作業に従事する人は2名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）
受付番号 2 番は 1 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇在住で〇〇業の傍ら水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべて耕作されており、機械等も充実しております。農業に従事する人は 2 名です。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

５番委員（馬渡芳文）
受付番号 3 番は 1 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇にある〇〇〇〇㈱〇〇〇〇〇〇で、昭和 57 年から当地に試験場を開設し、牧草、飼料作物の品種開発を長期に渡り実施されております。試験圃場の面積は約 5 ヘクタールあります。農場の構成員は 7 名です。農地は全て耕作されており、機械等も充実しており、状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。試験用圃場の拡大を図るための賃借権の設定となっております。また、利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）
受付番号 4 番は 1 月 25 日に第 3 ブロック委員 2 名で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇地区在住で水稲を中心に農業経営をされています。農地はすべ

て耕作されており、機械等も充実しております。状況からみても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等も特に問題ないことから、許可相当と判断いたしました。

３番委員（内村介貞）
受付番号５番は１月 24 日及び 27 日に第４ブロック委員３名で現地確認、聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人の要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇で〇〇業を営みながら、水稲を中心に農業経営をされています。機械等も充実しており、農作業に従事する人は３名です。農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。以前３条申請で取得した農地が利用要件に反するため、事務局から指導を行ったところです。隣接地を取得した後、他の所に置いてあったものを急遽撤去することになり、前回取得した農地に仮置きしたため、現在に至ったとの理由です。再度１月 27 日に現場確認をしたところ、写真の通り撤去されており、今後は果樹等の植樹をされるということです。資料の写真等を確認されて、ご検討をお願いします。

議長（溝口良信）
只今、担当委員の説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はありませんか

２番委員（上水広志）
一つ確認ですが､受付番号４番について､受人の経営面積は０㎡となっていますが、実際にはどうなんですか。それから受人の年齢は何歳ですか。

事務局
受人の農地台帳を確認したところ、取得面積、利用権を結んでいる面積は０㎡でしたので、今までの経営面積は０㎡ということで資料には載せてあります。今回取得する農地の面積が５反を超えますので、経営面積が下限面積を超えると判断しております。

２番委員（上水広志）
今までも農業経営はされているのですか。

農地利用最適化推進委員（兒玉道郎）
はい。今までも水稲を中心に作付けをされていましたが、個人所有の田がなかったということです。

事務局
受人の年齢は 61 歳です。

４番委員（下石昭廣）
受人の住所は〇〇ですか。〇〇ですか。

議長（溝口良信）
長田の〇〇地区です。今までは同意書での耕作をされていたということですね。兒玉委員に確認してもらったところ、機械等も所有しているということでした。

４番委員（下石昭廣）
今回、申請された農地は現在耕作はされていたのですか。

議長（溝口良信）
はい。耕作されていました。

４番委員（下石昭廣）
わかりました。それから、受付番号 5 番については、私も現地確認をしましたが、これからも継続して指導や農地のパトロールをしていく必要がありますね。

事務局
受人には今後も農地の見回りや指導をしていくことを伝えてあります。事務局も継続して農地の見回りや指導等をしていきたいと考えております。

議長（溝口良信）
他に何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
今、意見が出ました受付番号 5 番については今後も指導をしていくということですね。第 4 ブロックの委員さん方も転用の現地調査があるときは、ここの現場も気がけて、見回り等をしていただきたいと思います。それでは他にないようですから、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号 1 番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号2番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号3番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号4番は許可することに決定いたしました。続きまして、受付番号5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号5番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計5件5筆3,521㎡、畑が5筆3,521㎡でございます。詳細について、5件続けて担当がご説明いたします。

事務局
ご説明いたします。総会資料の17頁1番から18頁5番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。
受付番号1番、受付年月日：令和4年1月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇他1名、申請地：樺山字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：488㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住1棟です。こちらは第3種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして受付番号2番、受付年月日：令和4年1月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字植木〇〇〇〇番〇，地目：畑、面積：264㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は一般個人住1棟です。こちらは第3種農地

で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号3番、受付年月日:令和4年1月11日、受人:(有)〇〇〇〇〇、渡人:〇〇〇〇、申請地:蓼池字南原〇〇〇〇番、地目:畑、面積:1,285㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は宅地分譲（3区画）です。こちらは第3種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号4番、受付年月日:令和4年1月11日、受人:〇〇〇〇、渡人:〇〇〇〇、申請地:樺山字射場前〇〇〇〇番〇、地目:畑、面積:1,034㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は共同住宅2棟及びアスファルト敷駐車場です。こちらは第3種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。

続きまして、受付番号5番、受付年月日:令和4年1月11日、受人:〇〇〇〇、渡人:〇〇〇〇、申請地:長田字牧〇〇〇〇番〇、地目:畑、面積:450㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は駐車場です。こちらは第2種農地で、許可要件をすべて満たしていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）
それでは、受付番号順に担当委員の説明をお願いします。

１番委員（小倉　休幸）
受付番号1番は1月24日に第1ブロック各委員が現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇在住でアパート生活をされております。今回申請地を取得され、アパート生活解消のために一般個人住宅建設の計画をされたものです。申請地の雨水については浸透桝による地下浸透とし、余剰雨水については既設側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続することから、特に問題ないものとして、許可相当と判断をしました。以上です。

２番委員（上水広志）
受付番号2番は1月26日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は現在借家住まいをされております。借家が手狭になったことから、今回、立地条件の良い申請地に一般個人住宅を建築されるものです。申請地は現状荒れ地状態になっております。その南側には農地があり、地元の人達が飼料や露地野菜を植えておられます。建築に際し、周辺の農地に土砂流出等の被害がないようにブロック塀を設置します。生活排水等については合併浄化槽を設置し、処理後は既設側溝へ、雨水についても雨水桝を設置し集水後は既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

３番委員（内村介貞）

受付番号３番は１月 24 日に第４ブロック委員３名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は〇〇〇を営んでおり、申請地は住宅環境に優れていることから、顧客の要望が多く、宅地の分譲をするものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽で処理後は既設側溝へ排水します。雨水については新設の側溝を通し既設側溝へ排水します。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

１番委員（小倉休幸）

受付番号４番は１月 25 日に第１ブロック各委員が現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は〇〇〇在住ですが、申請地一帯が住宅地、商業施設等あり、生活の利便性も良いことからアパート経営の計画をされ、共同住宅２棟の建築の計画をされたものです。雨水については雨水桝を設置し、既設側溝へ排水します。生活排水等は公共下水道へ接続されることから、特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。

議長（溝口良信）

受付番号５番については、私から説明をさせていただきます。1 月 25 日に第３ブロック委員で現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は〇〇〇〇の県道沿いにある〇〇〇〇です。現在、〇〇〇〇には〇〇内に駐車場はあるのですが、県道から駐車場に行くには四輪駆動の車でないと上がって行けない状況です。また、高齢化も進み中々歩いて登るのも大変ということもありまして、今回、〇〇〇〇近くの申請地を購入し駐車場を建設するものです。現在、東側は道路、北側は宅地、西側にはソーラー施設への公衆用道路となっております。造成をするということで、雨水は地下浸透ということです。特に問題ないものとして、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口良信）

只今、説明が終わりましたが、これについて、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、受付番号１番から５番について一括で採決しても宜しいですか。

（全員「はい」の声）

議長（溝口良信）

それでは農地法第５条の規定による許可申請の１番、２番、３番、４番、５番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、受付番号１番、2 番、3 番、4 番、5 番については承認することに決定いたしました。続きまして、日程第８、議案第３号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第３号令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 19 頁及び別添の資料のお目通しをお願いします。尚、今回は〇〇〇〇氏他 4 名の申請があがっており、全員更新となっております。宜しくお願いします。

議長（溝口良信）
只今、事務局の説明がありましたが、これについてなにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので令和３年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第９、議案第４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 15 件 25 筆 28,281 ㎡、うち田が 21 筆 25,406 ㎡、畑が 4 筆 2,875 ㎡でございます。利用権設定については、合計が 42 件 100 筆 80,056 ㎡、うち田が 80 筆 61,988 ㎡、畑が 20 筆 18,068 ㎡でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 41 件 96 筆 76,652 ㎡、うち田が 80 筆 61,988 ㎡、畑が 16 筆 14,664 ㎡でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 1 件 4 筆 3,404 ㎡、畑が 4 筆 3,404 ㎡でございます。詳細について、ご審議をお願いいたします。

議長（溝口良信）
それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 21 頁 1 番から 23 頁 15 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 24 頁 1 番から 32 頁 41 番まで、農地中間管理機構による利用権設定は総会資料 33 頁 42 番となっております。これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですから、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 1 番から 23 頁 15 番まで、及び利用権設定に関する 24 頁 1 番から 33 頁 42 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）
挙手全員ですので、総会資料の所有権移転に関する 21 頁 1 番から 23 頁 15 番まで、利用権設定に関する 24 頁 1 番から 33 頁 42 番までについて承認することに決定いたしました。続きまして、日程第１０、議案第５号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局
議案第５号農業振興地域整備計画変更（農振除外）についてでございます。合計１件１筆 503 ㎡、畑が１筆 503 ㎡でございます。内容については、総会資料 36 頁及び先日配布しました資料のとおりとなっております。詳細については担当がご説明いたします。

農政企画係
農業振興地域整備計画変更（農振除外）について、ご説明いたします。今回 1 件上がっております。変更内容は農地（畑）からの除外です。場所：大字宮村字岡下〇〇〇〇番〇、面積：1,531 ㎡のうち 503 ㎡です。変更理由は一般住宅を建設するための除外となっております。事業計画者は〇〇〇〇さんで、義父との使用貸借契約となっております。

議長（溝口良信）
これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）
ないようですので、議案第５号農業振興地域整備計画変更（農振除外）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第５号農業振興地域整備計画変更（農振除外）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第１１、議案第６号令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第６号令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてでございます。内容につきましては、総会資料 37 頁及び先月の全体協議会で配布しました資料のとおりとなっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局

令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、ご説明いたします。総会資料 37 頁になります。昨年 12 月 1 日に北諸県普及センター、都城市農業委員会、三股町農業委員会、都城農業協同組合と協議を行ったところであります。普及センターからはガソリン価格等の推移と農業機械等の年間諸経費の算出、農業協同組合からは受託者の意見の聴取を行いました。その協議の結果、令和 3 年度からの価格の据置き案となっております。また、農作業労務費については、宮崎県労働局の定める宮崎県最低賃金を採用しておりますので、28 円の増額の 821 円となっております。尚、一般畑作業については、従来から〇〇〇〇〇〇〇〇〇の料金を採用しています。例年 3 月に作業単価が決定しますので、単価決定後に書き換えをいたします。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第６号令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第６号令和４年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了しました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第１回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉　会　10時00